



佐賀県公報

平成18年
3月23日
(木曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

◎佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例	(一・職 員 課)	七
◎佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(二・ "	八
◎佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(三・ "	一〇
◎佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	(四・ "	一三
◎佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	(五・ "	一四
◎佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	(六・ "	一七
◎外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	(七・ "	一八
◎職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(八・ "	一九
◎佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例	(九・ "	二〇
◎佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例	(二〇・財 務 課)	二五
◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例	(二一・ "	二六
◎佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例	(二二・用 度 管 財 課)	二八
◎佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	(二三・公 安 委 員 会)	三〇

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(二四・ "	三七
◎佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例	(二五・教 育 委 員 会)	三三
◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例	(二六・ "	三五
◎佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例	(二七・ "	三六
◎市村記念体育館使用料条例の一部を改正する条例	(二八・ "	三七
◎佐賀県総合運動場条例の一部を改正する条例	(二九・ "	三八
◎佐賀県総合体育館条例の一部を改正する条例	(三〇・ "	三九
◎特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(三一・県 民 協 働 課)	四〇
◎佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例	(三二・環 境 課)	四一
◎佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例を廃止する条例	(三三・地 域 福 祉 課)	四二
◎佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(三四・長 寿 社 会 課)	四三
◎佐賀県社会福祉施設条例等の一部を改正する条例	(三五・障 害 福 祉 課)	四四
◎佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例	(三六・ "	四五
◎佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例	(三七・医 務 課)	四六
◎佐賀県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例	(三八・健 康 増 進 課)	四七
◎佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例	(三九・ "	四八
◎佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(四〇・ "	四九
◎危険な動物の飼養及び保管に関する条例を廃止する条例	(四一・ "	五〇

◎佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例 (三一・生活衛生課) 一〇三

(三二・農林水産商工本部) 一〇三

◎佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例 (三三・商 工 課) 一〇三

◎佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例 (三四・建築住宅課) 一〇四

◎佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例を廃止する条例 (三五・森林整備課) 一〇五

◎佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例 (三六・港 湾 課) 一〇五

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第一号)

- 1 警察職員のうち警察官の定数を一、六四七人に増員し、警察官の階級別定数を改めることとした。(第二条及び別表関係)
- 2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二号)

- 1 常勤の特別職の職員の給料月額を引き下げることとした。(別表第一関係)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬額を引き下げることとした。(別表第二関係)
- 3 2以外の非常勤の特別職に属する職員の報酬の日額の限度額を一八、二〇〇円に引き下げることとした。(第五条関係)
- 4 その他の規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三号)

- 1 一般の退職手当
退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とすることとした。(第二条の三関係)
- 2 退職手当の基本額

(1) 退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を一定の期間ごとに区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額の合計額とすることとした。(第三条〜第五条関係)

(2) 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例を定めることとした。(第五条の二関係)

(3) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を定めることとした。(第五条の三関係)

3 退職手当の調整額

(1) 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六〇順位までの調整月額を合計した額とすることとした。(第六条の四関係)

(2) 短期勤続者等に対する退職手当の調整額の特例を定めることとした。(第六条の四関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

7 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例のほか六条例について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四号)

- 1 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部改正 (第一条関係)
佐賀県職員給与条例に規定する給料表の級構成の変更等に伴い、規定の整備を行うこととした。

<p>2 佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部改正(第二条関係)</p> <p>(1) 各特別区をそれぞれ一地域とするとともに、在勤地の定義を廃止することとした。(改正後の第二条関係)</p> <p>(2) 車賃は、旅客運賃、実費額又は一キロメートル当りの定額により支給するものとし、自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額を定めることとした。(改正後の第六条及び第一六条関係)</p> <p>(3) 鉄道賃について、急行料金の支給要件を緩和することとした。(改正後の第一三条関係)</p> <p>(4) 八キロメートル未満の旅行については、原則として旅費を支給しないこととした。(改正後の第二四条関係)</p> <p>(5) 目的地内の旅行については、原則として鉄道賃、船賃及び車賃を支給しないこととした。(改正後の第二五条関係)</p> <p>(6) 日当、宿泊料、食卓料及び移転料の支給における職員等の級別区分を簡素化することとした。(改正後の別表第一及び別表第二条関係)</p> <p>(7) その他所要の改正を行うこととした。</p> <p>3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、2及び5については、規則で定める日から施行することとした。</p> <p>4 所要の経過措置を定めることとした。</p> <p>5 旅費等の臨時特例に関する条例を廃止することとした。</p> <p>6 佐賀県議会の公聴会参加者等に対する実費弁償支給条例のほか一条例について所要の改正を行うこととした。</p> <p>○佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例(条例第五号)</p> <p>1 佐賀県議会議員の報酬月額を引き下げることとした。(第三条関係)</p> <p>2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。</p> <p>○佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)</p>	<p>1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行うこととした。(第八条関係)</p> <p>2 障害者自立支援法が公布されたことに伴い、規定の整備を行うこととした。(第一〇条の二関係)</p> <p>3 この条例は、平成一八年一〇月一日から施行することとした。ただし、1については、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から施行することとした。</p> <p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)</p> <p>1 人事委員会に協議せず外国の地方公共団体の機関等に職員を派遣できる期間を五年に改めるとともに、事務引継等により派遣期間を更新する場合の特例を定めることとした。(第三条関係)</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)</p> <p>1 育児休暇の取得対象となる子の年齢を拡大するとともに、育児休暇の時間を拡大することとした。(第二条関係)</p> <p>2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。</p> <p>○佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例(条例第九号)</p> <p>1 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正(第一条関係)</p> <p>特定非営利活動促進法、児童福祉法、旅券法、介護保険法、森林法、商工会議所法、商工会法、中小小売商業振興法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、都市計画法及び地方自治法に基づく事務の一部を市町又は広域連合が処理することとした。</p> <p>2 佐賀県小規模水道条例の一部改正(第二条関係)</p> <p>小規模水道の新設等の確認、給水開始前の検査等に係る事務を鹿島市長が処理することとした。</p>
---	---

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、1のうち特定非営利活動促進法に係る部分については同年六月一日から、1のうち旅券法に係る部分については同年七月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

1 佐賀県育英資金貸付事業の経理を特別会計を設けて行うため、佐賀県育英資金特別会計を新たに設置することとした。(第一条関係)

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第一二号)

1 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合の手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

2 圧縮水素燃料装置容器等の附属品検査又は附属品再検査の手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

3 旅券法が改正され、一般旅券の再発給事務が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第一関係)

4 介護保険法の改正に伴い、次に掲げる事務の手数料を定めること等とした。

(別表第一関係)

(1) 介護支援専門員証の交付及び有効期間の更新

(2) 介護サービス情報の報告に係る調査

(3) 介護サービス情報の報告の内容及び報告に係る調査の結果の公表

5 薬事法の改正に伴い、医薬品等の試験検査又は医療機器の開発のみに係る調査の手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

6 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、次に掲げる事務の手数料を定めること等とした。(別表第一関係)

(1) 動物の取扱業の登録及び登録の更新並びに登録証の再交付

(2) 特定動物の飼養又は保管の許可及び変更の許可並びに許可証の再交付

7 通訳案内業法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表第一関係)

係)

8 家畜人工授精等講習手数料等の額を改定することとした。(別表第一関係)

9 4の(2)に係る手数料を指定調査機関に、4の(3)に係る手数料を指定情報公表センターに納付することとした。(別表第二関係)

10 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、3については公布の日から、6については同年六月一日から施行することとした。

11 所要の経過措置について定めることとした。

12 改正後の動物の愛護及び管理に関する法律に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請が平成一八年六月一日前に行われたときの手数料の徴収について定めることとした。

○佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(条例第一二二号)

1 行政財産に広告物を掲出する場合の使用料等について定めることとした。(別表関係)

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三三号)

1 警務部の所掌事務を改めることとした。(第三条関係)

2 佐賀県多久警察署が佐賀県小城警察署に、佐賀県有田警察署が佐賀県伊万里警察署に、佐賀県大町警察署が佐賀県武雄警察署及び佐賀県白石警察署に、佐賀県嬉野警察署が佐賀県鹿島警察署に統合されることに伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

4 佐賀県警察署協議会条例について所要の改正を行うこととした。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第一四四号)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、受付所営業について営業制限区域等を定めることとした。(第一六条及び第一七条関係)

2 性風俗関連特殊営業の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付等に係る手数料の額を定めることとした。(別表第六関係)

3 その他の規定の整備を行うこととした。

4 この条例は、平成一八年五月一日から施行することとした。

○佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

1 大学(大学と同程度の学校を含む)在学者に対する育英資金の貸与を廃止することとした。(第二条、第三条及び第八条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等の一部を改正する条例(条例第一六号)

1 学校教育法の改正に伴い、栄養教諭の給与について定めるため、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例等四条例について所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

1 県立学校職員の定数を三、一二人に減員し、及び市町立学校県費負担教職員の定数を五、五一三人に増員することとした。(第二条関係)

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○市村記念体育館使用料条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

1 市村記念体育館の附属設備の使用料は使用後直ちに納付しなければならぬこととした。(第五条関係)

2 市村記念体育館の開館時間を延長することに伴い、競技場の使用料の額を改定することとした。(別表第一関係)

3 附属設備の使用料に集会室の冷暖房設備及び電光得点表示装置の使用料を

設けることとした。(別表第二関係)

4 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県総合運動場条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

1 佐賀県総合運動場の第一補助競技場の使用料の額を改定すること等とした。(別表第一関係)

2 水泳場の使用料にコースあたりの占用使用及び多目的ホールのみの占用使用に係る使用料を設けること等とした。(別表第一関係)

3 エアライフル場、ボクシング場及びフェンシング場の使用料の額を改定すること等とした。(別表第一関係)

4 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県総合体育館条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

1 佐賀県総合体育館の開館時間を延長することに伴い、施設の使用料の額を改定することとした。(別表第一関係)

2 附属設備の使用料に照明設備の四分の一点灯の使用料を設けること等とした。(別表第二関係)

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

1 特定非営利活動法人の設立等に係る申請について、住民基本台帳ネットワークシステムにより役員の本人確認情報を確認できる場合は、住民票の添付を省略することができることとした。(第二条及び第五条関係)

2 特定非営利活動法人の設立等に係る手続について、電子情報処理組織を使用する方法等により行うために必要な事項は、規則で定めることとした。(第七条関係)

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県観光施設条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

1 佐賀県波戸岬海浜公園の施設のうち、ビジターセンターを廃止することとした。(第三条及び第五条関係)

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例を廃止する条例（条例第二三三号）

1 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第二四号）

1 平成一八年度から平成二〇年度までの間に限り、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第一二条第一項第一号に規定する条例で定める割合を零とすることとした。（附則第四項関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県社会福祉施設条例等の一部を改正する条例（条例第二五号）

1 障害者自立支援法が公布されたことに伴い、次に掲げる佐賀県条例について所要の改正を行うこととした。

(1) 佐賀県社会福祉施設条例

(2) 佐賀県立九千部学園条例

(3) 佐賀県立佐賀コロニー条例

(4) 佐賀県立点字図書館設置条例

(5) 佐賀県立希望の家条例

(6) 佐賀県知的障害者通勤寮条例

(7) 佐賀県総合福祉センター施設使用料条例

2 この条例は、平成一八年一〇月一日から施行することとした。ただし、一部については、同年四月一日から施行することとした。

○佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例（条例第二六号）

1 障害者自立支援法（以下「法」という。）第九八条第一項の規定に基づき、

法第九七条第一項の審査請求の事件を取り扱わせるため、佐賀県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）を置くこととした。（第一条関係）

2 審査会の委員の定数は、一〇人以内とすることとした。（第二条関係）

3 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理することとした。（第五条関係）

4 審査会に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。（第六条関係）

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例（条例第二七号）

1 佐賀県立総合看護学院（以下「学院」という。）の第二看護学科を廃止し、第一看護学科の名称を看護学科に改めることとした。（第三条及び第四条関係）

2 学院の授業料の額を一〇、〇〇〇円に改定することとした。（第六条関係）

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。ただし、1のうち第二看護学科に係る部分については平成一九年四月一日から、第一看護学科に係る部分については平成二〇年四月一日から施行することとした。

4 その他所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例（条例第二八号）

1 条例の題名を佐賀県精神保健福祉審議会条例に改めることとした。（題名関係）

2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、佐賀県精神保健福祉審議会の設置、組織等に関し必要な事項を定めることとした。（第一条、第二条及び第四条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県精神保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例（条例第二九号）

1 障害者自立支援法が公布されたことに伴い、佐賀県精神保健福祉センターの業務を追加することとした。(第一条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(条例第三〇号)

1 佐賀県精神保健福祉センターの使用料の額を改定することとした。(第三条関係)

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○危険な動物の飼養及び保管に関する条例を廃止する条例(条例第三二号)

1 危険な動物の飼養及び保管に関する条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成一八年六月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例(条例第三二

号)

1 工鉱業の試験等に係る手数料の額及び使用料の額を改定することとした。

(第二条関係)

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県立有田窯業大学校条例の一部を改正する条例(条例第三三号)

1 専門課程及び研究科の授業料の額を二六、〇〇〇円に、短期研修の一般研修の授業料の額を四、七〇〇円に改定することとした。(別表第一関係)

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

1 知事は、既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況を勘案し、当該入居者及び同居者を公募によらずに他の県営住宅等に入居させることができることとした。(第四条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例を廃止する条例(条例第三五号)

1 佐賀県ふれあいランド馬渡設置条例は、廃止することとした。

2 この条例は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

1 港湾施設の使用料のうち、移動式ジブクレーンの使用料の額を改定することとした。(別表第一関係)

2 この条例は、平成一八年五月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○ 条 例

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第一号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例(昭和二十四年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「一、六二七人」を「二、六四七人」に、「千六百二十七人を超えない範囲内」を「千六百四十七人を超えない範囲」に改める。

別表中「七六」を「七七」に、「二五六」を「二五七」に、「九〇五」を「九一六」に、「四九〇」を「四九七」に、「二、六二七」を「二、六四七」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前																															
<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 八略</p> <p>九 警察の職員</p> <p>その他の職員 二九五五人</p> <p>(階級別定員は、別表のとおりとする。)</p> <p>この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百四十七人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。</p> <p>十略</p>																																	
<p>(職員の定数)</p> <p>第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 八略</p> <p>九 警察の職員</p> <p>その他の職員 二九五五人</p> <p>(階級別定員は、別表のとおりとする。)</p> <p>この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百二十七人を超えない範囲内で巡査の定員を増加することができる。</p> <p>十略</p>																																	
<p>別表(第二条関係)</p> <p>警察官の階級別定員表</p> <table border="1"> <tr><th>階級</th><th>別</th><th>定員(人)</th></tr> <tr><td>警部補</td><td>(巡査部長を含む。)</td><td>九一六</td></tr> <tr><td>警部</td><td></td><td>一五七</td></tr> <tr><td>警視</td><td></td><td>七七</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>一、六四七</td></tr> </table>		階級	別	定員(人)	警部補	(巡査部長を含む。)	九一六	警部		一五七	警視		七七	計		一、六四七	<p>別表(第二条関係)</p> <p>警察官の階級別定員表</p> <table border="1"> <tr><th>階級</th><th>別</th><th>定員(人)</th></tr> <tr><td>警部補</td><td>(巡査部長を含む。)</td><td>九〇五</td></tr> <tr><td>警部</td><td></td><td>一五六</td></tr> <tr><td>警視</td><td></td><td>七六</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>一、六二七</td></tr> </table>		階級	別	定員(人)	警部補	(巡査部長を含む。)	九〇五	警部		一五六	警視		七六	計		一、六二七
階級	別	定員(人)																															
警部補	(巡査部長を含む。)	九一六																															
警部		一五七																															
警視		七七																															
計		一、六四七																															
階級	別	定員(人)																															
警部補	(巡査部長を含む。)	九〇五																															
警部		一五六																															
警視		七六																															
計		一、六二七																															

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

◎佐賀県条例第二号

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「一万九千五百円」を「一万八千二百円」に改める。

別表第一(第三条関係)

常勤の職員の給料表

職名	給料月額(円)
知事	一、一九〇、〇〇〇
副知事	九四〇、〇〇〇
出納長	八五〇、〇〇〇
常勤の監査委員	六〇〇、〇〇〇
教育長	七六〇、〇〇〇

別表第二(第四条関係)

非常勤の職員の報酬表

職名	報酬の額(円)
選挙管理委員会委員長	月額 一七二、〇〇〇
委員	月額 一四二、〇〇〇

佐賀県知事 古川 康

別表第三中「十一級」を「九級」に改める。

土地利用審査会	公害審査会	教育委員会	公安委員会	監査委員	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会	労働委員会	人事委員会
委員長	委員長	委員長	委員長	員	委員長	委員長	委員長	委員長	委員長
月額 一七、二〇〇	月額 一八、二〇〇	月額 一七、二〇〇	月額 一七、二〇〇	月額 一三一、〇〇〇	月額 三三、〇〇〇	月額 四九、〇〇〇	月額 五二、〇〇〇	月額 一五三、〇〇〇	月額 一七二、〇〇〇
月額 一八、二〇〇	月額 一八、二〇〇	月額 二〇〇、〇〇〇	月額 二〇〇、〇〇〇	月額 二〇〇、〇〇〇	月額 三五、〇〇〇	月額 六二、〇〇〇	月額 六四、〇〇〇	月額 一九五、〇〇〇	月額 二〇〇、〇〇〇

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

(その他の職員の給与)

第五条 第一条第十六号に掲げる職員(以下「その他の職員」という。)のうち委員、顧問、参与その他これらに準ずる者(県議会の議員の職にある者を除く。)の受ける報酬の額は、勤務一日につき一万八千二百円を超えない範囲内において知事その他事務部局の任命権者が定める額とする。

2 略

改正前

(その他の職員の給与)

第五条 第一条第十六号に掲げる職員(以下「その他の職員」という。)のうち委員、顧問、参与その他これらに準ずる者(県議会の議員の職にある者を除く。)の受ける報酬の額は、勤務一日につき一万九千五百円を超えない範囲内において知事その他事務部局の任命権者が定める額とする。

2 略

別表第一(第三条関係)

常勤の職員の給料表

職名	給料月額(円)
知事	一、一九〇、〇〇〇
副知事	九四〇、〇〇〇
出納長	八五〇、〇〇〇
常勤の監査委員	六〇〇、〇〇〇
教育長	七六〇、〇〇〇

別表第二(第四条関係)

非常勤の職員の報酬表

職名	給料月額(円)
知事	一、二八〇、〇〇〇
副知事	一、〇一〇、〇〇〇
出納長	九一〇、〇〇〇
常勤の監査委員	六四〇、〇〇〇
教育長	八一〇、〇〇〇

別表第二(第四条関係)

非常勤の職員の報酬表

職名	報酬の額(円)
選挙管理委員会 委員長	月額 一七二,〇〇〇
選挙管理委員会 委員	月額 一四二,〇〇〇
人事委員会 委員長	月額 二〇〇,〇〇〇
人事委員会 委員	月額 一七二,〇〇〇
労働委員会 委員長	月額 一九五,〇〇〇
労働委員会 委員	月額 一七二,〇〇〇
労働委員会 使用者委員	月額 一五三,〇〇〇
労働委員会 労働者委員	月額 一五三,〇〇〇
収用委員会 委員長	月額 六四,〇〇〇
収用委員会 委員	月額 五二,〇〇〇
海区漁業調整委員会 委員長	月額 六二,〇〇〇
海区漁業調整委員会 委員	月額 四九,〇〇〇
内水面漁場管理委員会 委員長	月額 三五,〇〇〇
内水面漁場管理委員会 委員	月額 三一,〇〇〇
監査委員 県議会議員の中から選任された委員	月額 一三一,〇〇〇
公安委員会 委員長	月額 二〇〇,〇〇〇
公安委員会 委員	月額 一七二,〇〇〇
教育委員会 委員長	月額 二〇〇,〇〇〇
教育委員会 委員	月額 一七二,〇〇〇
公害審査会 委員長	月額 一八,二〇〇
公害審査会 委員	月額 一七,二〇〇
土地利用審査会 委員長	月額 一八,二〇〇
土地利用審査会 委員	月額 一七,二〇〇

別表第三(第七条関係)
旅費及び費用弁償額表

職名	旅費額
略	
収用委員会委員	九級の職務にある職員を受けける旅費に相当する額
海区漁業調整委員会委員	九級の職務にある職員を受けける旅費に相当する額
内水面漁場管理委員会委員	九級の職務にある職員を受けける旅費に相当する額

職名	報酬の額(円)
選挙管理委員会 委員長	月額 一八四,〇〇〇
選挙管理委員会 委員	月額 一五二,〇〇〇
人事委員会 委員長	月額 二二五,〇〇〇
人事委員会 委員	月額 一八四,〇〇〇
労働委員会 委員長	月額 二〇九,〇〇〇
労働委員会 委員	月額 一八四,〇〇〇
労働委員会 使用者委員	月額 一六四,〇〇〇
労働委員会 労働者委員	月額 一六四,〇〇〇
収用委員会 委員長	月額 六九,〇〇〇
収用委員会 委員	月額 五六,〇〇〇
海区漁業調整委員会 委員長	月額 六七,〇〇〇
海区漁業調整委員会 委員	月額 五三,〇〇〇
内水面漁場管理委員会 委員長	月額 三八,〇〇〇
内水面漁場管理委員会 委員	月額 三四,〇〇〇
監査委員 県議会議員の中から選任された委員	月額 一四〇,〇〇〇
公安委員会 委員長	月額 二二五,〇〇〇
公安委員会 委員	月額 一八四,〇〇〇
教育委員会 委員長	月額 二一五,〇〇〇
教育委員会 委員	月額 一八四,〇〇〇
公害審査会 委員長	月額 一九,五〇〇
公害審査会 委員	月額 一八,四〇〇
土地利用審査会 委員長	月額 一九,五〇〇
土地利用審査会 委員	月額 一八,四〇〇

別表第三(第七条関係)
旅費及び費用弁償額表

職名	旅費額
略	
収用委員会委員	十一級の職務にある職員を受けける旅費に相当する額
海区漁業調整委員会委員	十一級の職務にある職員を受けける旅費に相当する額
内水面漁場管理委員会委員	十一級の職務にある職員を受けける旅費に相当する額

略	備考
公害審査会委員	九級の職務にある職員を受けける旅費に相当する額
土地利用審査会委員	九級の職務にある職員を受けける旅費に相当する額
略	
公害審査会委員	十一級の職務にある職員を受けける旅費に相当する額
土地利用審査会委員	十一級の職務にある職員を受けける旅費に相当する額

備考 「九級の職務」とあるのは、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表により定められた当該級の職務をいうものとする。

備考 「十一級の職務」とあるのは、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表により定められた当該級の職務をいうものとする。

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十八年三月二十三日
佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三号

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二十五年以上勤続した者の退職に係る部分並びに二十年以上」を「十一年以上」に改める。

第二条の二第二項中「次条から第五条まで」を「次条及び第六条の五」に、「及び」を「並びに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(一般の退職手当)

第二条の三 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第五条の三まで及び第六条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第三条の見出しを「(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第一項中「第五条第一項若しくは第二項」を「第五条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第二号中「二十年以下」を